

平成24年度

国有林野の管理経営に関する
基本計画の実施状況(案)

平成25年 9 月

農 林 水 産 省

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

目 次

平成24年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	7
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	7
① 重視される機能に応じた管理経営の推進	7
ア 国有林野の機能類型区分	7
イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施	10
② 路網の整備	13
③ 治山事業の実施	15
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	19
(3) 国民の ^も り ^り 森林としての管理経営	23
① 双方向の情報受発信	23
② 森林環境教育の推進	27
③ 森林整備・保全への国民参加	33
ア 分収林制度による ^も り ^り 森林づくり	33
イ NPO等による ^も り ^り 森林づくりや森林保全活動の支援	35
ウ 木の文化を支える森づくり	39
(4) 地球温暖化防止対策の推進	41
(5) 生物多様性の保全	45

2	国有林野の維持及び保存	51
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	51
①	森林の巡視及び境界の保全	51
②	森林病虫害の防除	53
③	鳥獣被害の防除	55
④	保安林の適切な管理	59
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	61
①	「保護林」の設定及び保全・管理の推進	61
②	「緑の回廊」の整備の推進	65
③	野生動植物の保護管理の推進	69
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	73
⑤	環境行政との連携	75
3	国有林野の林産物の供給	79
(1)	計画的な収穫の実施	79
(2)	林産物等の販売	81
4	国有林野の活用	87
(1)	国有林野の活用の適切な推進	87
①	国有林野の貸付け	87
②	林野・土地の売払い	87
(2)	公衆の保健のための活用の推進	89

5	国有林野の事業運営	93
(1)	管理経営の事業実施体制	93
①	民間委託の推進	93
②	情報システムの活用	95
③	労働安全衛生の確保	95
(2)	平成24年度の収支	97
6	その他国有林野の管理経営	101
(1)	人材の育成	101
(2)	林業技術の開発普及	105
(3)	地域振興への寄与	107
(4)	東日本大震災からの復旧・復興への貢献	109
(5)	関係機関等との連携の推進	109
(参考)		
1	用語の解説	115
2	林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	121
(索引)		
	図及び表の索引	123

平成24年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地脊梁山^{せきりょう}地や水源地域に分布しており、原生的な天然林^{注1}も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源の^{かん}涵養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心に更に多様化しています。

国有林野事業では、国民の皆さんの多様な要請に応えるため、「森林・林業基本計画^{注2}」等に基づき、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的に管理経営するのみならず、その組織、技術力その他の各種資源を活用し、①民有林との一体的な路網^{注3}整備、間伐の実施など共同した施業の推進、②「システム販売^{注4}」の実施による木材の安定供給体制の構築、③「市町村森林整備計画^{注5}」の策定支援等を行える人材（准フォレスター^{注6}）を育成するための研修フィールドの提供など、森林・林業全体の再生に向けた取組に努めています。

(国有林野事業の一般会計への移行)

国有林野事業については、「森林・林業基本計画」(平成23年7月閣議決定)等を踏まえ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、我が国の森林・林業の再生に貢献するため、その組織・事業の全てを一般会計に移行することとして、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」(以下「国有林野管理経営法等改正法」という。)が平成24年6月27日に公布されました。

平成25年4月1日からは、一般会計の下で、公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業の再生への貢献、「国民の森林」としての管理経営、地域の振興への寄与等に取り組んでいます。

(管理経営基本計画及び平成24年度の実施状況)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の皆さんの意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとに改定することになっています。

平成24年度は、平成20年12月に定めた平成21年4月から平成31年3月までを計画期間とする管理経営基本計画の4年目に当たり、名実ともに開かれた「国民の^{もり}森林」を実現していくため、①国土保全や水源涵^{かん}養等の公益的機能の維持増進、②民有林と連携した森林施業^注等の推進、③森林環境教育や森林とのふれあい等の推進、④地球温暖化防止、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組等に努めました。

本報告は、こうした平成24年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

なお、国有林野管理経営法等改正法の規定に基づき、平成24年12月には、管理経営基本計画を変更しました(同法が施行される平成25年4月1日以後に有効となるもの)。

* 右肩に「注）」と書いてある用語については、その解説を115～120ページに掲載しています。

* 組織名は、平成25年4月1日以降の組織名で記載しています。

(平成24年度の主な取組)

平成24年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進

- 森林の有する公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業^{注)}や育成複層林^{注)}へ導くための施業等を実施するとともに、管理経営基本計画の変更を受けて、機能類型区分を見直しました。(本文7ページ、10ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化防止に貢献するため、間伐^{注)}を推進しました。なお、間伐材については、木材の有効利用の観点から、搬出・供給に努めました。(本文10ページ、79ページ)
- 台風や集中豪雨などによる山地災害の復旧等に迅速に対応しました。(本文15ページ)

(2) 民有林と連携した森林施業等の推進

- 民有林と連携した森林施業等の推進のため「森林共同施業団地」を124箇所設定したほか、低コスト化に向けた技術の普及等にも取り組みました。(本文19ページ、105ページ)

(3) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 学校等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森^{ゆうゆう}」の協定を新たに全国5箇所で締結しました。(本文27ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために協定を締結した全国140箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万3千人の方にも森林づくり活動に参加していただきました。(本文35ページ)
- 自然再生などに取り組む地域の方々等と連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文35ページ)

(4) 新たな政策課題への率先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文41ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、適切な森林施業の実施による林分構造の多様性の確保、「保護林」や「緑の回廊」の設定・変更、適切な計画や整備、保全管理活動、モニタリング調査の実施等の順応的な管理経営に取り組みました。(本文45ページ)
- シカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、地方自治体やNPO[※]等と連携して、効果的な捕獲技術の実用化等を含め、生息環境整備や個体数管理など総合的な対策に取り組みました。(本文55ページ)

(5) 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。(本文79ページ)

(6) 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文93ページ)
- 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、引き続き新規借入金をゼロとするとともに、前年度を20億円上回る41億円の債務返済を行いました。(本文97ページ)

(7) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

- 被災を受けた海岸防災林の再生に着手するとともに、森林の除染に関する技術開発等のための実証事業や生活圏周辺の森林の除染に取り組みました。(本文109ページ)

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に
基づく管理経営の推進

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

① 重視される機能に応じた管理経営の推進

ア 国有林野の機能類型区分

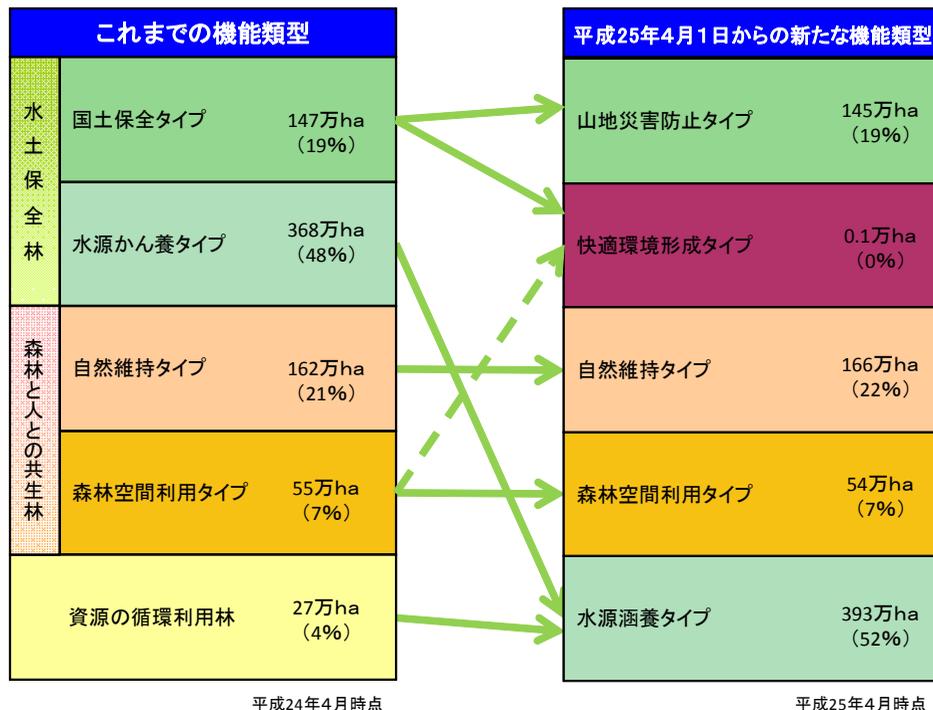
国有林野は、奥地^{せきりょう}脊梁山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵^{かん}養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、森林に対する国民の皆さんの期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、更に多様化しています。

国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、重点的に発揮させるべき機能によって、国有林野を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行ってきました。

機能類型区分については、平成25年4月1日から国有林野事業が一般会計へ移行するに当たり、公益重視の管理経営の一層の推進を図るため、平成24年12月19日に管理経営基本計画を変更して5タイプに見直し、国有林野の全てをいわゆる公益林とすることとしました。また、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を計画的に供給することにより発揮するものとしました。

表－1 国有林野の機能類型区分の見直し



表－２ 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計758万ha)	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ 145万ha (19%)	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ 166万ha (22%)	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ 54万ha (7%)	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ 0.1万ha (0%)	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ 393万ha (52%)	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林 ^{注)} の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

注：１ 面積は、平成25年4月1日現在の数値である。

２ 機能類型区分外（約9千ha）は、水源涵養タイプに含む。

３ 木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮。

イ 機能類型区分に応じた森林施業等の実施

平成24年度においては、三つの機能類型区分に基づき、水土保持林（国土保全タイプ）では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行いました。水土保持林（水源かん養タイプ）では、渇水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保っていくため、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成複層林へ導くための施業、針広混交林化^{注)}等を行いました。森林と人との共生林（自然維持タイプ）では、特に原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に保護林の設定を進め、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）では、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく森林を「レクリエーションの森」に設定するなど、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した森林施業等を実施しました。

表－3 更新、保育、間伐の実施状況

(単位：ha、万 m^3)

区 分		平成24年度	(参考)平成23年度
更新 ^{注)} (ha)	人工造林 ^{注)}	5,081	3,903
	天然更新 ^{注)}	2,907	3,626
保育 ^{注)} (ha)	下刈 ^{注)}	68,152	70,774
	つる切 ^{注)} 、除伐 ^{注)}	33,312	30,426
間 伐 (万 m^3)		604	615

注：分収造林（33ページ参照）における実績を含む。

事例 水源涵養機能の発揮に向けた複層林化の取組

北海道天塩郡豊富町の豊富国有林は、天塩川の上流に位置し、地域の水源として重要な役割を果たしています。

宗谷森林管理署では、水源涵養機能を高度に発揮させるため、複層林への誘導を積極的に行っています。

平成24年度は、帯状に伐採する誘導伐^{注)}とコンテナ苗等の植栽を一括発注することにより、造林コストの縮減にも取り組みながら、複層林化を進めました。

(北海道森林管理局 宗谷森林管理署)



場 所：北海道天塩郡豊富町 豊富国有林
説 明：写真は、ハーベスタによる伐木造材の様子（左上）、コンテナ苗の植栽の様子（右上）、植栽後の様子（下）です。

事例 保健・レクリエーション機能の発揮に向けた保全活動の実施

空知森林管理署では、北海道岩見沢市市街地に隣接する利根別国有林を自然休養林に設定し、市民の方々に森林散策などをしていただく憩いの場として活用されるよう整備を行っています。

平成24年度は、地元NPO等と連携し、生育範囲が拡大し休養林の植生への影響が懸念されている外来種のオオハンゴンソウの駆除に取り組みました。

(北海道森林管理局 空知森林管理署)



場 所：北海道岩見沢市 利根別国有林
説 明：写真は、自然休養林の様子（上）、駆除作業の様子（左下）、駆除した外来種の様子（右下）です。

② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観などにも十分配慮しながら、林道（林業専用道^注）を含む。以下同じ。）及び森林作業道^注）を適切に組み合わせた路網の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成24年度末の路線数は12,924路線、延長は44,596kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土などの土工量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

また、このような低コストな路網整備の取組について、技術者を育成するための研修や現地検討会のフィールドとして活用する等、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

事例 路網作りを学ぶための現地検討会

北海道森林管理局では、低コストな路網整備の普及を図ることを目的として、現地検討会を開催しました。

現地検討会には、北海道、管内の市町村及び林業事業者の関係者等が参加し、立木の伐倒から路網の作設まで一台で行える高性能林業機械^{注)}を使用した路網作設と、国産高速8輪フォワーダを使用した搬出作業の実演を行い、意見交換を行いました。

(北海道森林管理局 根釧西部森林管理署)



場 所：北海道かわかみ川上郡てしかが弟子屈町 弟子屈国有林
説 明：写真は、高性能林業機械による路網作設の様子（上）と、8輪フォワーダによる搬出作業の様子（下）です。

③ 治山事業の実施

安全で安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林^{注)}の整備を計画的に進めています。

平成24年度は、引き続き東日本大震災などの大規模災害への復旧対策を行うとともに、平成24年7月に発生した「九州北部豪雨災害」では、被災県からの要請を受け、森林管理局等の職員を派遣し、民有林の被害状況調査を行い、早期復旧に向けた支援を行いました。

このほか、国有林内において台風や集中豪雨などにより被災した山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行うとともに、民有林内で大規模な山腹崩壊や地すべりが発生し、その復旧工事に高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの要請を受け、「民有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、コストの縮減に努めています。

また、各都道府県を単位として「治山事業連絡調整会議」を設置し、国有林・民有林間の事業の調整及び情報の共有等を図るとともに、流域保全の観点から、国有林と民有林が近接している地域においては、一体的な全体計画を作成し、国有林と民有林が連携して効果的・効率的に荒廃地の復旧整備を行っています。

事例 集中豪雨により被災した民有林の被害調査への支援

平成24年7月に発生した九州北部豪雨では、福岡県、大分県及び熊本県を中心に、多数の山地災害が発生しました。

九州森林管理局では、特に甚大な被害が発生した熊本県からの要請を受けて、同局から治山技術を有する職員等を現地に派遣し、民有林の治山施設の被災状況の調査・点検を行い、早期復旧に向けた支援を行いました。

(九州森林管理局 熊本森林管理署)



場 所：熊本県阿蘇市あそほか

説 明：写真は、災害発生後の現地調査の様子（上）と、調査後の打ち合わせの様子（下）です。

事例 民有林直轄治山事業の実施

平成23年9月の台風第12号により、紀伊半島を中心に甚大な山地災害が発生し、人家や道路等に多大な被害を及ぼしました。

奈良森林管理事務所では、奈良県からの要請を受け、十津川地区民有林直轄治山事業の区域を拡大して実施することとし、平成24年度は、人家や道路など保全対象に近接した緊急性の高い箇所について復旧対策工事を実施しました。

(近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所)



場 所：奈良県五條市 ごじょう 堂平地区 どうひら

説 明：写真は、台風第12号に伴って発生した荒廃箇所の状況（中央）、対策工事施工箇所（右上）、対策工事についての近隣住民に対する説明会の様子（右下）です。

事例 民有林との連携による復旧対策

平成18年7月の豪雨により、長野県しおじり塩尻市にえかわ贛川地区において山腹崩壊が発生し、崩壊土砂の一部が土石流となって人家や国道に被害を与え、さらなる被害の発生が危惧されました。

中信森林管理署では、早期復旧を求める地元自治体等の要望を踏まえ、長野県と連携して一体的な全体計画を策定しました。対策工事には平成20年度から着手し、平成24年度に完成しました。

(中部森林管理局 中信森林管理署)



場 所：長野県塩尻市 贛川地区

説 明：写真は、治山対策の状況（中央）、対策工事施工箇所（右上）、治山事業連絡調整会議における長野県担当者との打合せの様子（左下）です。

(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

流域を基本単位として、民有林・国有林を通じ、川上から川下までの一体的な連携を図る「森林の流域管理システム」の下、民有林との連携による森林整備を進めるとともに、事業の発注を通じて地域の実情に応じた作業システムの定着・普及に取り組んでいます。

特に、近年、民有林と国有林が近接している地域において、地方公共団体や民有林所有者等と森林管理署等が協定を締結し、民有林と国有林が相互に利用できる効率的な路網整備や、計画的な間伐等の森林施業を行う「森林共同施業団地」の設定を推進しており、平成24年度末現在、全国に124箇所設定されています。

また、国有林野事業では、平成24年度から都道府県等と緊密な連携を図りながら、国有林の准フォレスターによる「市町村森林整備計画」の策定支援など、市町村行政の支援等に積極的に取り組んでいます。

平成24年度において、地域管理経営計画^{注)}の内容の充実を図り、これら民有林と連携した森林整備等の取組に関する計画を記載し、公表することとしました。

表－4 森林共同施業団地の現況

	平成24年度	平成23年度
設定箇所数	124箇所	104箇所
総面積（うち、国有林野）	1,926百ha(1,013百ha)	1,582百ha(831百ha)

注：各年度末現在の数値である。

事例 森林共同施業団地における民国連携した施業の推進

吾妻^{あがつま}森林管理署では、平成23年12月に東吾妻町等^{ひがしあがつままち}と協定を締結し設定された「三俣^{みつまた}森林共同施業団地」において、民有林と連携した森林整備を推進しています。

平成24年度には、共用の路網等を作設し、民国双方の事業の効率化と低コスト化に取り組みました。さらに、地元自治体のホームページや森林組合等広報誌において森林共同施業団地でのこれまでの施業状況を紹介し、取組の普及を図りました。

(関東森林管理局 吾妻森林管理署)



場 所：群馬県吾妻郡東吾妻町 烏帽子^{えぼし}国有林
場 説 明：写真は、国有林内における施業の様子（上）と、国有林内の路網を使用して民有林材を搬出する様子（下）です。

事例 民有林への低コスト造林の普及

大隅^{おおすみ}森林管理署では、平成23年4月に鹿児島県等と協定を締結し設定された「内之浦^{うちのうら}地域森林共同施業団地」において、間伐等の森林整備や間伐材の出荷を民有林と連携する取組などを行っています。

平成24年度は、森林・林業技術情報交換会を開催し、コンテナ苗による低コスト造林について、活発な意見交換を行いました。また、こうした取組の継続のため、民有林との本協定を5年間更新しました。

(九州森林管理局 大隅森林管理署)



場 所：鹿児島県^{かのや}鹿屋市 楠八重^{くすばえ}国有林ほか
場 説 明：写真は、コンテナ苗の現地検討会の様子（上）と、平成25年3月の協定更新の調印式の様子（下）です。

事例 「市町村森林整備計画」策定への支援・協力

渡島森林管理署では、市町村に設置された「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」等に職員が参画し、市町村行政への支援を実施しています。

平成24年度には、「チーム」の一員として、次期計画策定に向けた現行計画の検証・評価等の実施や、効率的な路網作設についての現地検討会を実施しました。

(北海道森林管理局 渡島森林管理署)



場 所：北海道二海郡八雲町（上）、北海道北斗市（下）
説 明：写真は、打ち合わせの様子（上）と、現地検討会の様子（下）です。